

「平和への権利」国連宣言の意義

笠 本 潤

はじめに

現在、安倍首相が憲法9条に自衛隊を明記する改正をして日本を普通の武力の行使ができる国にしようと画策しているのと同じ時期に、世界の平和を求める市民と政府は、2016年12月19日に国連総会で「平和への権利」国連宣言を探討した。宣言の第1条では個人の「平和を享受する権利」として、平和への権利が具体化された。

日本とアジアの平和と安全保障の問題を考える上で、この「平和への権利」国連宣言の意味をいかに捉えたらいいのだろうか、そして今後どのような展開が期待されるのであろうか。

の一種である。

ただし、平和を「権利」として認めたことは大きい意味を有する。歴史的には、国際的な平和や安全保障における決定権や軍隊・武器の保持や使用権限は国家が掌握し、独占してきた。国家が安全保障に関する独占的な権利を持つようになったのは、1648年のウエストフリア条約による主権国家体制が誕生した時にまで遡る。もちろん、国家といえども選挙などの手段を通じて政府がその権限を行使するのであるが、一度権力を握った以上、国民全体の国益を優先して判断するため、軍事力の行使が、自国や他の国の市民の安全に反することが常である。

「権利」として認められるのは、個人が国家や国際機関に対して平和を権利として要求できることであり、逆に国家はその義務を負うことを意味する。国家が無制約的に行使してきた軍事力の行使に制限がかかるということである。

では、国際社会における軍事力の行使に対する規制はどうなっているのだろうか。最も基本的なルールとしては、まずは国連憲章がある。国連憲章は、武力行使禁止（2条4項）を原則としており、自衛権の行使（51条）と国際平和の脅威に対する安保理の強制行動（42条）の時だけ例外が許されている。このルールがしつかりと守られていればいい。しかし、現実の国際社会では厳密に守られて

一 「平和への権利」国連宣言の意義

平和への権利の意義は、単に法律の点からだけでなく政治の視点からも、そして国連の視点からだけでなく日本の憲法の視点からも、捉えることができる。

国際法、国際政治との関係

まずは、平和への「権利」というからは、法律上の権利の1つであることは確かである。ただ、国連総会における総会決議は、条約と違って政治的な意味合いが強く、各國に対する法的な拘束力はない（憲章10条）。その意味では法律と政治の中間に位置する緩やかな法（ソフトロー）

おらず、最近の人道的介入、テロとの戦争、大量破壊兵器の保持を理由とする軍事力の行使は、以上の例外の要件を満たしておらず、すべて国連憲章違反である。他の国際法の規制としては、無差別な攻撃や民間人を攻撃することを制限する国際人道法もあるが、違反した場合の効果は定められていない（国際刑事裁判所に訴追される以外は）。核不拡散条約などいくつかの軍備や武器に関する条約もあるが、締結・批准した国がその条約で定められた範囲でしか効力が及ばない。

このような国際法上のルールは国家が国家に対して義務を負うという形をとる。（安保理決議以外の）憲章違反は国家が違反国に対して法的に禁止の効力は及ばない。和平を人権とすることは、個人が国家に対して「人権侵害」という形で責任を追及する手段を獲得したことを意味する。

国際人権の最初の文書である「世界人権宣言」（1948年）では、表現の自由などいくつかの重要な人権が取り上げられているが、和平に対する人権の規定はなかつた。当時は、平和や安全保障の分野に、個人が関与することとは想定されていなかつたのである。人権宣言28条に「国際的秩序に対する権利」があるが、広い意味ではこの中に平和への権利が含まれていたとも考えられる。

1978年の平和的生存に関する社会的準備の宣言や、

1984年の人民の平和への権利宣言が国連総会で採択された。しかし、これらの宣言はその後の人権理事会に持ち込むなど具体的な動きには至らず、宣言を採択しただけで終わってしまった。そういう点では、今回の「平和への権利」国連宣言は、8年間も国連人権理事会で審議を経た上での採択で、しかも今後の実施についても定められているので（第3条、4条）、より本格的な権利宣言である。

人間の安全保障との関係

今回採択された「平和への権利」国連宣言の第2条では、国家は「恐怖と欠乏からの自由を保障すべきである」としている。平和への権利は、法的な意味だけでなく国家の政策的・政治的な意味もある。

国連では、冷戦が終結した後の1994年に国連開発計画（UNDP）の人間開発報告で「人間の安全保障」が報告されて以降、国家の安全保障に代わる、人間本位の視点からの「人間の安全保障」の考え方が提唱された。「人間の安全保障」は、従来の「国家の安全保障」だけでは様々な形で侵されている個々の人間の自由や生存に目が行かないことから、人間本位に世界を見るという視点から、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の実現を、2つの重要な目標として提唱された。これらは、もともとは第二次

世界大戦の末期にルーズベルト大統領が戦後に実現すべき国際社会の目標として提唱した「4つの自由」のうちの2つである。「恐怖からの自由」とは戦争と弾圧など直接的な暴力からの自由を意味し、「欠乏からの自由」とは、貧困と経済格差などの構造的な暴力からの自由を意味する。

平和への権利は、これらの「人間の安全保障」の目標を達成する手段を、国家の義務、すなわち個人の権利という形でさらに推し進めるにほかならない。

日本国憲法との関係」「全世界の国民の平和的生存権」

「平和への権利」国連宣言の採択は、日本の憲法前文の要請でもある。憲法前文は、政府の行為による戦争の惨禍の反省から諸国民の公正と信義にもとづく安全保障体制をめざすことを中心とし、同時に全世界の国民に「恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利」を保障することを確認している。これは、第一次世界大戦による侵略と植民地支配の反省から、実は主に他国の国民が平和に生きることを権利として保障したという意味を有すると私は考えている。

「恐怖と欠乏から免れ」は、前述した人間の安全保障のめざす基本目標そのものであり、平和のうちに生存する権利(right to live in peace)は、平和への権利の中でも中心的な位置をしめる権利である。

憲法前文は、この2つの内容を全世界の国民に普及することを要請している。国連の決議や国際人権条約にすれば、全世界の国民への普及につながっていくので、「平和への権利」国連宣言の採択は、まさに憲法前文の要請を一步実現したものと言える。さらに国際人権条約にしていけば、さらに憲法前文の趣旨は全くされることになる。

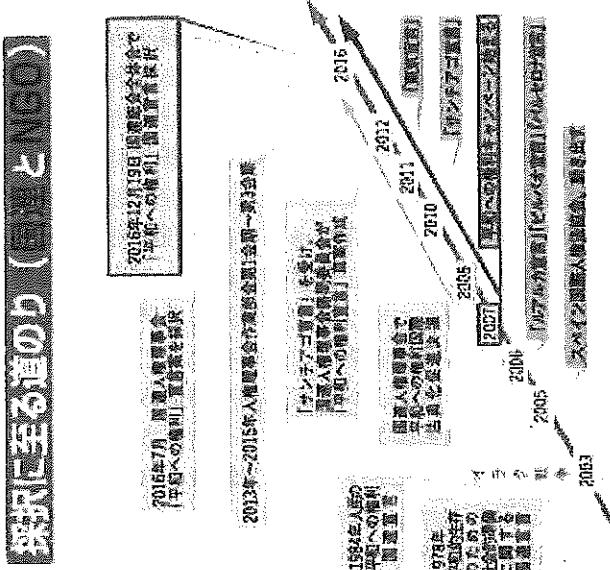
二 平和への権利の生かし方

この権利はどのような効果があり、どのように生かしていくべきなのであろうか。上記の内容からして、これは日本の9条による規制とは違った形で軍事力の行使に制限をかけていくことになる。

今までの宣言草案の内容から

「平和への権利」国連宣言は、NGOがイニシアティブをもつて国連人権理事会に持ち込み、その後、人権理事会内で諮問委員会が草案を作成し、人権理事会の作業部会での審議を経て、最終的に国連総会での採択に至った。その過程では、多くの条文が宣言案として提案され、それが審議のたたき台となってきた。

その流れを振り返ると、まず、最初にスペインのNGO



であるスペイン国際人権法協会が、イラク戦争をきっかけに、「国連に平和への権利という人権が当時あつたらイラク戦争は防げたのではないか」という動機から平和への権利を法典化する国際キャンペーンを始めた。

2005年にスペイン国内でNGO集会を開き5つの宣言案を作り、その後、世界各国で宣言案を作成し

た。2010年12月にはNGO草案の集大成である「サンチアゴ宣言」を採択し、その後国連人権理事会を持ち込んだ。国連人権理事会では、2008年から国際法典化の作業を促進する決議が毎年採択され、2012年には諮問委員会案が作成され、2013年から3年間にわたり作業部会が設置され、そこで議論されてきた。そして最終的に2016年12月19日に国連総会で採択された。⁽²⁾

国連での審議経過

NGOの草案「サンチアゴ宣言」は、国連人権理事会に持ち込まれ、そのうち約85%が国連人権理事会の諮問委員会案に取り込まれたので、国際NGOの国連への影響力は、相当なものであった。

しかし、国連に参加している各政府は必ずしも平和への権利に対して好意的ではなかった。そのことを実感させられたのが、政府間の作業部会の議論である。私はすべての作業部会の審議に参加したが、当初14条あった諮問委員会案が、国連総会の採択時においては、わずか5条の短い条文にまで切り縮められた。これは賛成国と反対国の妥協の結果であり、また審議の過程においては国際政治の縮図的な議論がなされた。主要な論点を取り上げてみる。

①国連憲章とのぶつかりあいⅠ自衛権の行使の妨げ

作業部会において、日本代表は、平和への権利を認めることじ、国連憲章上認められている自衛権（個別的・集団的）との衝突に対する懸念を表明した。つまり、この日本代表の発言は、平和への権利は、国連憲章上の自衛権（第51条）の行使に対する制約になりうるというトピックを裏から言っているのである。自衛権の行使と言つても、平和への権利や平和的生存を侵害する形での行使は許されないのである。

②軍縮交渉、国連機関とのぶつかりあいⅡ軍縮の権利

諮問委員会案では、大量破壊兵器をなくす権利など軍縮の権利についても議論された。アメリカ政府代表は、核軍縮は、米ロ間の交渉やジニネーヴの軍縮会議、国連総会軍縮委員会などの機関で行えばよく、権利として認める必要がないと主張した。しかし、これらの政府同士の審議や交渉では核軍縮に実効性がないからこそ、権利としての軍縮を求めるとしているのである。政府まかせではなく、個々の国民が軍縮問題について要求していく、まさに平和への権利の一内容として、軍縮の権利を認める意味がある。

③良心的兵役拒否の権利Ⅲすべての政府代表が反対

諮問委員会案の中の良心的兵役拒否の権利の審議では、ほぼすべての政府代表が反対した。賛成国である中南米諸国も、自衛のための軍隊が維持できなくなるなどの理由で反対した。そこでは軍隊の維持Ⅲ良心的兵役拒否の権利の

否定としてどうぞられた。すでに良心の自由の一環として認められている良心的兵役拒否の権利が、平和や安全保障の文脈においては否定されるのだった。導入すべきといふ意見を述べたのは、私たちNGOだけであった。この権利の議論を通して、国家と個人・市民の立場の違いがくつきりと表れた。安全保障の問題を「政府まかせ」にはできないといふううどの表れかと思う。

他にも、反対国からは、平和への権利の性格がはつきりしないこと、平和を権利とすることは置いておいて平和と人権の関係を議論していくのだったら賛成する、などいろいろな意見も出た。

しかし、アジア・アフリカ・ラテンアメリカを中心とする賛成国政府は、「平和への権利はすべての権利の基底にある重要な権利であること」「すべての人権が実現する上で不可欠の権利である」となど存在の必要性を認める発言をした。審議の最終段階で作業部会議長（コスタリカ）から提案された「平和を享受する権利」は、アセアン人権宣言（2012年）の条文の文言と同じだったためもあり、アセアン諸国も多く発言していた。

作業部会の審議は、コンセンサス方式に基づいており、基本的には全47の理事国の大半の下に国連宣言案を採択する予定で進められた。しかし、作業部会を3回経て、提案

国を中心であったキューバ政府が、コンセンサスをあきらめて投票による多数決方式を選択して提案した。そのため、2016年7月に人権理事会で全51条の宣言案が採択され、その後国連総会において賛成131カ国、反対34カ国、棄権19カ国で採択されるに至ったのである。

以上の国連人権理事会の作業部会の議論の中で、日本政府はどういう態度を取ってきたのであらうか。

2016年の秋、採択直前の国連総会での審議を前に、私たち国際チャンペーン日本実行委員会は外務省の担当者と交渉をした。この時には、憲法前文の「全世界の国民に、平和のうちに生存する権利の趣旨からすれば、国連での平和への権利宣言には、賛成すべきではないか」と問うると、「平和への権利の趣旨には賛同しますが」と言いながら、「権利の存在を認めると他の権利を制限することになる」「国際社会ではコンセンサスに達していないから」などと消極的な態度に終始した。おそらく、歐米などの先進国に対する政治的配慮もあつた上で、反対だったと思われる。

働きかける対象—国際情勢、日本の情勢

平和への権利はどのような対象に、どのように有効なのだろうか。

現在問題になっている国際情勢、たとえば化学兵器の使

用を理由とするシリア爆撃が国連の安全保障理事会の決議も経ずにアメリカ単独で行われた。このような事態に対して、国連憲章を守れという形で権利として要求していく。トランプと金正恩の挑発合戦で戦争の危機がある朝鮮半島でも、国連憲章に則った平和的解決を要求していく。

テロとの戦争や大量化兵器の保持を理由とした武力行使も、憲章の11条の文言には違反している。国に対して実際の攻撃があつた時に初めて個別的・集団的自衛権は合法となるのである。平和への権利に基づき、ハノイのような国連憲章違反を正していくことができるるのである。国連憲章と人権規定は別の法規範なのであるから。

日本の例で言えば、安保法制が9条違反であるばかりでなく、国民の戦争に巻き込まれない権利、戦争行為の加担を強制されない権利に違反し、平和的生存権を侵害する、などいろいろな形が考えられる。沖縄の米軍基地についても敵の攻撃を受け生存が脅かされない権利、尖閣諸島などの紛争で緊張がエスカレートしたら平和的な解決を求める権利など、多彩な権利の行使が考えられる。

また、平和への権利は、戦争が平和に関するものだけでなく、核兵器の廃絶など軍縮の権利や、もっと広く平和教育を受ける権利、あるいは経済格差をなくす権利など恐怖と欠乏の自由を守るために幅広い権利も内容に含まれうる。

現在、平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会では、ホームページ上で署名を集めている。

<http://www.right-to-peace.com/>

いろいろな形でこの権利を普及し、国際人権条約になるまで力を尽くそう。特に日本の市民は、世界最古の平和的生存権を持ち、裁判例などの実践例も豊富に持っているので、その国際的役割は重要である。

資料 平和への権利宣言(A/RES/71/189)

(2016年12月19日 国連総会にて採択)

第1条 すべての人は、すべての人権が促進及び保障され、並びに、発展が十分に実現されるような平和を享受する権利を有する。

第2条 国家は、平等及び無差別、正義及び法の支配を尊重、実施及び促進し、社会内及び社会間の平和を構築する手段として、恐怖と欠乏からの自由を保障すべきである。

第3条 国家、国際連合及び専門機関、特に国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)は、この宣言を実施するために適切で持続可能な手段を取るべきである。国際機関、地域機関、国家機関、地方機関及び市民社会は、この宣言の実施において支援し、援助するなどを奨励される。

第4条 平和のための教育の国際及び国家機関は、寛容、対

前記のサンチャゴ宣言、国連諮問委員会案もそのような幅広い内容に基づき作成された。

三 平和への権利—今後の展開と課題

問題はハノイのような豊かな内容が含まれる可能性のある平和への権利の内容をより具体化し、より効力の強い国際人権条約にしていく動きを作っていくことである。

前に「平和への権利」国連宣言は、緩やかな法(ソフトロー)の一種と言つたが、ハードなローである国際人権条約に向けて動き出さなければならない。条約になれば、条約違反を監視し、審査する機関も通常備わるし、国連の安保理、人権理などでも違反の有無が議論されていくことになるであろう。

ただ、条約に加盟する参加国が少ないと意味がない。国連総会において採択された「平和への権利」国連宣言は、賛成国が131カ国で、アメリカ、丘吉ル諸国、日本、韓国などの先進国グループは反対もしくは棄権票を投じた。条約の成立や批准になれば、より賛成しないであろう。今後は、国際的にも、国内でも、「平和への権利」国連宣言を多くの人に知つてもらい、権利宣言を具体化し、反対国の立場を察えさせるような議論を始めたてはならない。

話、協力及び連帯の精神をすべての人間の間で強化するため促進されるものである。このため平和大学は、教育、研究、卒後研修及び知識の普及に取り組むことにより、平和のために教育するという重大で普遍的な任務に貢献すべきである。第5条 この宣言のいかなる内容も国連の目的及び原則に反すると解釈してはならないものとする。この宣言の諸規定は、国連憲章、世界人権宣言及び諸国によって批准される関係する国際及び地域文書に沿って理解される。

註

(1) スペイン国際人権法協会の国際キャンペーンは、スペイン国際法律家協会編 *Contribuciones Regionales para una Declaración Universal del Derecho Humano a la Paz*, Carlos Villán y Carmelo Faleh(eds.), AEDIDH, 2010 にくわしく書かれている。

(2) 草案の内容や審議の過程は、「平和への権利を世界に」(かもがわ出版)、「今こそ知りたい平和への権利48のQ&A」(合同出版)や日本国際法律家協会『インターナショナリスト』NO.169(2011年)～NO.191(2017年)、平和への権利国際キャンペーンホームページにくわしく書かれている。

(セサモとじゅん／東京大学大学院人間の安全保障プログラム博士課程・弁護士)

「平和への権利宣言」は人類史上の画期 —実効あるものに—

田辺 実

はじめに

2016年12月19日、国連総会が、世界の全ての人ひとりの個人が「平和を享受する権利を有する」（第1条）と宣言した「平和への権利宣言」を、圧倒的多数で採択したことは人類史上画期的な到達であり、心から歓迎する。

私たち治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟（以下「国賠同盟」）は、1968年に結成されて以来、「再び戦争と階級政治を許さない」立場で、日本国政府に対して、治安維持法が制定され廃止される間（1925年～1945年の20年間）に、平和と国民主権を主張して同法によって弾圧された人々に対して、謝罪し賠償を行うよう求めて運動

の阻止のための闘いに国民運動の一端を担つて全力で取り組んでいる。

この小論では、戦前・戦時中平和と国民主権を主張した人々が、治安維持法等弾圧法規によっていかに弾圧されたか、国賠同盟が、戦後、弾圧された人々に対する国家による謝罪と賠償を求めて闘つてきた歴史に触れつつ、国賀同盟の国連諸機関への働きかけの経緯と今回の国連人権理事会で採択された「平和への権利宣言」を実効あるものにするための国賀同盟の取り組みの方向について述べたい。

あわせて、全体を通じて、治安維持法犠牲者の闘つた精神とその遺志を継いで活動している国賀同盟の要求は、日本国および全世界の人々が「平和に生きる権利」を闘い取る運動の一端を担つている人類史的大義ある運動であることを力説したい。なお、「平和への権利宣言」の内容、意義については、笠本潤弁護士の論文に委ねたい。

一 戦争の時代と治安維持法

数十万人の人達が弾圧され、全国民が戦争に巻き込まれた治安維持法が1925年4月に制定された。同法は、「國体を変革し又は私有財産制度を否認すること」を目的として結社を組織し又は情を知りてそれに加入したる者は10年

を続けてきた。また、この四半世紀、国連人権規約委員会など国際諸機関に対して、治安維持法によって弾圧された人々に対して、日本国政府が謝罪し賠償を行うよう、日本国政府に勧告することを働きかけてきた。さらに、2013年6月にスイス・ジュネーブで開かれた第23回国連人権理事会に、菅野亨一国賀同盟中央本部国際部長が出席、「『平和への権利宣言』の世界法典化を強く希望する」と訴えた。

平和と国民主権を主張したために弾圧された人々への国家による謝罪と賠償を実現することは、再び国家によって戦争を引き起こさせない証となる。今日、安倍政権が進める戦争でくる國へ突き進むための国民弾圧法、治安維持法の現代版ともいいうべき共謀罪法（＝「テロ等準備罪」法）

以下の懲役又は禁錮に付す」（第1条）という思想弾圧法であった。

治安維持法が制定された当時は、「普通選挙」獲得の世論と運動が労働運動・農民運動とむすびついて広がり、「普通選挙権」の実現をめざした無産政党が誕生した状況にあつた。この無産政党のうちで、1922年7月15日に日本共産党が治安警察法下、非公然ながら結成された。日本共産党は「君主制の廢止」「18歳以上の全ての男女に普通選挙権」「すべての労働組合、労働者政党、労働者クラブ、その他労働者組織に対する完全な団結の自由」「外国に対するあらゆる干渉企図の中止、朝鮮、中国、台湾、樺太からの軍隊の完全撤退」など22項目の要求を掲げた。

「この日本共産党を根絶することが財閥・大企業が市場拡大のための侵略戦争と植民地支配のためにも、また大地主階級による農業の支配のためにも、天皇制を絶対的に護持して国民を支配するためにも、必須の政治的課題」（冊子『憲法違反・戦争準備の「共謀罪」を粉碎しよう』（『治安維持法と現代』2017年別冊9ページ、治安維持法国賀同盟））となつた。

治安維持法が制定された翌年1月には、京都帝国大学をはじめ全国の大学の社会科学研究会の会員学生多数を逮捕して38人を起訴した。1928年3月15日には、共産

主義者、戦闘的労働者、農民1600名以上が検挙され483名が起訴された。この中には、清原一隆（西光万吉）ら水平社運動の中心メンバーも含まれていた。

1928年6月29日は、「國体の変革」を厳罰化し、「國体を変革する」として目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したもののは死刑又は無期若しくは5年以上懲を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の為にする行為をなしたる者は2年以上の有期の懲役又は禁錮に処す」と改悪された。

同法が1925年に制定され、1945年に廃止される20年間には、革新政党、労働組合、農民組合、宗教団体、学術団体から、団体等とまつたく関わりない個人まで、国策に反するなどされた数十万の人々が逮捕され、送検された人は6万8274人に上っている。国賠同盟の調べでは、同法のもとでは、当時でも違法であつた長期拘束と拷問が行われ、非人道的扱いによる虐殺者93人、獄死者は400人余りにのぼっている。

治安維持法は、国民の当然の願いを権力で踏みにじり、国民の声を封じ、戦争拡大を容易にした。その結果、2000万人のアジア諸国民を殺害し、日本では15年戦争で310万人の戦死者を出し、はかり知れない惨禍をもたらした。

牲者等の闘いと抵抗の歴史が近現代史の中で正当に評価されるべきであると考えている。治安維持法犠牲者に対する国家による謝罪と賠償実現を求める要求と運動は、歴史逆行の政治を阻止し、社会進歩をめざす闘いの重要な一環を担っている運動であると確信する。

国家による謝罪と賠償を求める国賠同盟を結成

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は1968年3月15日、「3・15事件」の40周年を記念して結成された。戦犯岸内閣の下で、勤務評定反対、警職法粉碎、60年安保闘争など、戦後の独立・平和・民主主義のたたかいの国民的高揚を受け、首都東京に初の革新知事が誕生するという情勢のもとでの発足であった。

国賠同盟の目的（規約第2条）は、次の通りである。

- ①国は治安維持法が人道に反する悪法であつたことを認めること
- ②国は治安維持法犠牲者に対して謝罪と賠償をすること
- ③国は治安維持法犠牲者に対する長期の拘留、拷問、虐殺、獄死、凌辱、迫害、差別などの実態を調査して、国民に報告すること

こうした要求を実現するために、国会請願運動を絶えず行つてきた。2017年5月22日に44回目の国会請願行

二 国賠同盟の結成と運動

1945年10月、反人道的、反民主的軍国主義を推進した悪法として治安維持法は廃止され、拘束されていた人は釈放となり、有罪判決の法的効果がなくなつた。しかし、政府は同法のもとで行われた不当かつ非人道的な行為に対して、過ちであつたと明らかにすることなく現在に至つており、同法の犠牲者とその家族がこうむつた損害に対する賠償や、国の責任による名譽の回復はなされていない。日本国憲法第17条には権力の不法な行使に対する国家賠償が定められているが、現行の国家賠償法施行以前の事件については従前の例によるとされ、法的救済の道がない。

治安維持法が施行されて92年、廃止されて72年になり、一見遠い過去のことのように思われるがちであるが、治安維持法犠牲者への国家による謝罪と賠償は極めて今日的な課題である。歴代政府によって戦後処理が未解決のまま今日に至つていることが、今日の日本政府があの侵略戦争を「アジア解放のための戦争であつた」「自存自衛の聖戦であつた」と歴史を偽り、再び戦争できる国にしようと暴走を続いている背景となつていて。

私たちは、日本国憲法の誕生の機となつた治安維持法犠

牲者等の闘いと抵抗の歴史が近現代史の中で正当に評価されるべきであると考えている。治安維持法犠牲者に対する国家による謝罪と賠償実現を求める要求と運動は、歴史逆行の政治を阻止し、社会進歩をめざす闘いの重要な一環を担っている運動であると確信する。

また、国際的には、「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用条約」の批准を要求する運動や、国連人権規約理事会など国際諸機関に対する提訴、要請活動、国内および世界の人権団体との協力協同の活動の推進など、同盟の規約で明確にして系統的な運動を進めてきた。

三 國連諸機関に系統的に働きかけてきた

暗黒政治の復活を許さないために

日本国政府は治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を行わないどころか、秘密保護法、戦争法（＝安保関連法）を強行成立させ、さらにはテロ対策を口実に「共謀罪」を創設しようとするなど、人権侵害の法制度の復活・強化をはかつており、戦後の日本のスタートとなつた平和憲法を投げ捨て戦争する国づくりが進められている。

侵略戦争で甚大な被害、犠牲を強いた中国、朝鮮の人々に対する謝罪として行われた「河野談話」を事実上否定する安倍談話が2015年8月に述べられた。暗黒政治のもとで侵略戦争を一度と繰り返さないという戦後政治の大原

則を「時の政権」が葬り去つたものである。こうした動きは、従軍慰安婦や、治安維持法犠牲者などへの戦後補償が行われないことと根は同じものである。

「何人も、拷問又は残酷な、非人間的な苦しきは品位を傷つける取扱い苦しきは刑罰を受けない」（自由権規約第7条）や、「すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する」（同規約第18条）の規定に照らしても、治安維持法犠牲者は国家による重大な被害者である。戦前のことはいえ、戦争犯罪と人道に反する罪には時効がないという国際法に照らしてみても、現在なおその責任は問われるべきである。治安維持法犠牲者への国家賠償を実現して、その責任を明確にすることが、戦争する国づくりをストップさせるにつつながる。

国連機関に系統的に訴えつけ

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、1995年8月に中西洋二会長（当時）が人権規約小委員会に通報を提出した。通報内容は、「日本国政府は治安維持法が人権侵害の悪法であつたことを認め、西洋諸国と同じように犠牲者に対して謝罪と賠償を行つよう勧告して欲しい」という事である。1997年には、国連人権小委員会で齊藤邦雄同盟事務局長（当時）が同盟代表として直接訴えた。そ

れ以来、機会あるごとにシヨネープに代表を派遣、委員会での発言、カウンターレポートの提出などで訴え続けてきた。しかし、これまで人権理事会から治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の日本政府への要求に触れた直接的コメントは出されていない。極めて残念なことである。

治安維持法犠牲者への国の謝罪と賠償を実現する方針は、日本における国際人権法の適用がなされるかどうかである。5年ごとに行われてきた自由権規約政府報告書審査のなかで自由権規約委員会から治安維持法犠牲者の問題を国際人権法に照らして、厳格な指摘がなされるなどを強く要望してきたのもこのためである。

国賠同盟の国際活動の方針

2015年6月に行つた国賠同盟第37回大会で、国賠同盟が進める国際活動について、①諸外国の戦後補償の諸運動との連携と交流を進めること、②平和と人権の国際水準を調査・学習を進めるることあわせ、③国連人権機構、国連人権理事会などへの働きかけを推進することの3つの重点的運動方向を決定した。

そして、今に3つ目の重点の中で、「『21世紀を平和と人権の世紀に』をめざす同盟は核兵器廃絶の運動、「平和への権利」の世界法典化などをめざす運動と共同」する

遺族への賠償を行つてゐる。

隣の韓国では、1980年代に一連の民主化の措置がとられていることも教訓である。123年前の1894年に広範な朝鮮農民が決起して東学農民戦争を闘つた。そこで、犠牲者が「3万6千人」（『朝鮮東学農民戦争を知っていますか？』、宋基淑著・仲村修訳、梨の木舎、2015年）にも及ぶと推定されている。日本軍によってひとりごく殺戮されたのである。

しかし、1980年代の韓国民主化運動のなかで東学農民軍の歴史は見直され、2004年に「東学農民革命軍の名誉回復に関する特別法」が制定された。110年ぶりに東学農民革命軍の名誉が回復されたのである。また、日本の植民地時代に朝鮮人は日本国民と同じように治安維持法によつて過酷な弾圧を受けた。しかし、日本と違って、解放後、韓国では「独立有功者待遇に関する法律」が制定され、1995年、治安維持法犠牲者は、独立に貢献した愛國者として讃えられ、「独立有功者とその遺族の栄誉ある生活が維持・保護」するための措置が講じられた。

戦時下の事件であつても、時の政府の誤りによつて行われた非人道的行為に対しては、政府はさかのぼつてその非を認め、謝罪と犠牲者への賠償を行つことこそが、世界の近代民主主義の流れに沿うるものと考える。

戦後補償は世界の常識

広く知られているように、ドイツや、イタリアなど多くの国で戦後処理がすすめられている。アメリカでは1988年に、カナダでも1988年に、先の大戦において日本人が強制収容され財産も奪われ、長きにわたる苦しみを受けたことに対して両国政府は謝罪と賠償を行つてゐる。スペインにおいても、内戦と軍事政権下の弾圧の犠牲者に対し、政府が2007年に法律を定め、名誉回復の措置と

国連人権理事会での訴え

第23期国連人権理事会（2013年）で、国賠同盟の菅野亨一国際部長は、当時「平和への権利宣言草案」⁽³⁾の条文を引用して次のように発言した。

もしも平和への権利が国際法典化されれば、同盟運動は大きく前進するでしょう。平和への権利第7条には、「すべての人民および個人は…独裁者による支配に対して抵抗及び反対する権利を有する」と規定しています。治安維持法の犠牲者たちは、平和に生きる権利が否定された権利主体であることが一層明確になるのです。また11条には「人権侵害の被害者すべて、国連人権法に従い、法令上の制限によらずに、真実を知り、侵害された権利を回復する権利を以下通り有する。事実調査を行わせ、責任を負うものの身元を明らかにし処罰せること。社会復帰及び賠償の権利を含め、効果的及び全面的な教育を受けること。象徴的な救済及び賠償の方法を受けること、侵害が繰り返さないよう保証せること…」と明記されているのです。同盟が掲げている課題はすべての世界法規に基づいて、世界人権の水準として当然なりとして実現することが可能となるでしょう。

現在の拷問禁止条約、自由権規約、時效不適用条約など

の規定に従つても、同盟の掲げる課題は即時実現すべきもののです。平和に生きる人が一人ひとりの権利であり、それが侵害されれば、国連に、各国民政府に訴える、侵害をやめさせる人が出来る時代に成るという事です。国賠同盟の課題解決のためにも、21世紀を人権・平和に生きる人々を人権として確立するためにも、「平和への権利」の世界法典化を強く希望するものです。

宣言を実行あるものにするためにII 緒びにかえて

「平和への権利」は国連宣言として採択された。宣言では、「平和的生存のための社会の準備に関する宣言、平和に対する人民の権利宣言及び平和の文化に関する宣言と行動計画、かつ、この宣言に関する他の国際文書」を想起することなどを促しつつ、「すべての人は、すべての人権が促進及び補償され、並びに、発展が十分に実現されるような平和を享受する権利を有する」（宣言第1条）ことを高らかに宣言した。

これは、「全世界の国民が、ひょく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」⁽⁴⁾と確認した日本国憲法前文の精神と完全に一致する。同時に、治安維

持法犠牲者が、平和と国民主権を主張して闘つた思想と運動が反映したものでもある。

私たちが、再び戦争と暗黒政治を許さない確かな証として、治安維持法犠牲者への国家による謝罪と賠償を実現することは、憲法に定められた「平和を享受する権利」を空文化させないために闘つてゐる⁽⁵⁾、今回の国連総会での「平和への権利宣言」を実効あるものにする取り組みと完全に一致することを示すものである。

私たち国賠同盟は、「平和への権利宣言」が国際条約として各国に批准され、平和が人権として市民の手に戻ってくるために、国内外の諸団体と共同の取り組みを強めるものである。

註

(1) 国連人権規約理事会—国連総会で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）28条に基づき、同規約実施を監督するために設置され、1976年から活動を開始した国際連合の機関。 Wikipedia による。国賠同盟は、1985年に初めて、国連人権規約委員会に提訴した。

(2) 国連人権理事会—2006年国連総会で設置する⁽⁶⁾ことが決議された。国際連合総会の補助機関。国際連合加盟国の人権状況を改善しつつ、深刻かつ組織的な人権侵害などに早急に対応するた

めの専門機関。 Wikipedia による。

(3) (1) で説明したように、2011年1月に国連人権規約理事会にだされでは、国連人権委員会として運営されていた。

(4) 「治安維持法と現代」第1号（2001年創刊、46頁）

(5) (4) の同書 47頁

(6) 2014年7月15日・16日シエネーブの国連欧洲本部で国際人権（自由権）規約に基づく第6回日本政府報告書審査が行われた。加盟国の人権状況について5年に一度のペースで審査が行われ、審査の結果は「総括所見」としてまとめられ勧告がなされる。詳しくは、「国際人権（自由権）規約第6回日本政府報告書審査の記録」（日本弁護士会編、現代人文社）

(7) UPR（Universal Periodic Review）。国連では、人権分野への対処能力強化を目的として、2006年3月に採択された総会決議に基づき、同年6月までの人権委員会に替えて人権理事会が創設された。外務省

(8) 「治安維持法と現代」2013年秋季号に全文掲載。

（6月5日記稿）

（たゞぐみのる／治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟国際部副部長）

沖縄における平和的生存権の現在

—「平和への権利」国連宣言の成立を視野に—

小林 武

はじめに

この国の平和と平和憲法の危機は深刻である。その根底には、政権による立憲主義の破壊があり、この危機は、沖縄米軍基地をめぐる情勢においてとくに顕著である。これに立ち向かって未来を切り拓くには、従来以上に視野を広げた、本格的な理論的・実践的対応をすることが求められていると思われる。そして、この課題については、平和的生存権の活用とともに、2016年12月に、遂に国連総会で採択されたに至った「平和への権利」宣言が、きわめて大きな意義をもつものひとつであることはいさまでもないであろう。

和的生存権の特質およびその理論の豊饒化の可能性を指摘し、そして、「平和への権利」国連宣言成立の意義およびそれと平和的生存権との関係を論じることにしたいと思う。ご寛恕を願う次第である。

このような作業が、平和的生存権と「平和への権利」についての解明の一助となり、また、それをめぐる沖縄の状況をお伝えするうえにわずかななりとも役立つものとなるならまことに幸いである。

一 沖縄米軍基地問題の現在

現在、沖縄情勢の焦点は、米軍新基地の建設問題にあるが、これをつくらせまいとする県民の圧倒的多数の意思にもかかわらず、日米両政府は建設を強行し、その強権姿勢が前面に出ている。名護市・辺野古の基地建設と並行して、東村・高江では、オスプレイ離発着のためのクリベッドが強引に造成された。これらに対する住民・市民の反対行動は力強く抑えられ、その厳しさは、運動のリーダーがごく軽微な触法の疑いで5カ月以上も勾留されたところにも象徴的に示されている。

辺野古新基地問題をとりあげ、その経過を要約的に見ておこう。

『人権と部落問題』誌は、「」の宣言がまだ草案であつた段階から注目してきたが、その経過をもってきて本号では特集が組まれた。それを構成する諸論考の中で、私には、「沖縄の軍事基地反対運動と憲法」と題して書くことが求められ、その内容は、「辺野古・高江のたたかいの現在、嘉手納爆音訴訟、憲法の平和的生存権など」というものであつた。今日の沖縄問題をこゝに示された形で論じることとは、もとより必要かつ有益であるが折角の本号の特集テーマと少々距離があることは否めない。

そうしたところから、求められた趣旨を生かしつつ、「平和への権利」を幾分でも強調したものにしたいと考えた。そこで、私一個の判断ながら、以下、まず沖縄の米軍基地問題の現在の状況を述べたうえで、沖縄に見られる平

1995年9月、米兵3名による沖縄の少女への残酷非道な暴行事件が巻き起こされ、それに対する県民の怒りは、米軍基地の整理・縮小を求める島ぐるみの闘争へと発展した。反戦地主などに対する土地強制使用手続きが始まっていて、その代理署名をめぐって遙巡していた大田昌秀知事（当時）は、民衆の声を受けてこれを拒否し、米軍用地強制使用手続きは中断した。

こうした動きに压された日米両政府は、翌1996年4月、県民世論を鎮静化させ米軍基地の安定的確保をはかるために、世界一危険だとされる普天間基地を5ヶ月以内に返還すると発表した。しかし、それは、名護市・辺野古に、恒久的に使用可能な巨大基地をつくることを移設条件とするというのであつた。

これに対して、人々は一貫して、これでは沖縄から永久に基地はなくならず、次世代に禍根を残すとして反対をつけた。そして、県内の保守派も含めて「オール沖縄」の態勢を築きあげ、2014年には翁長雄志知事を誕生させ、新基地をつくらせないという一点で团结を固めた。こうして、辺野古問題の現在の局面が形づくられたのである。

この年の前年（2013年）末に、当時の仲井眞弘多知事が県民への公約を破って、政府に公有水面埋立ての承認を与えたのであるが、翌2014年、人々は、名護市長・同

市議、県知事、そして衆院の沖縄の4つの小選挙区すべてにおいて「オール沖縄」の候補を見事に勝利させた。辺野古反対の民意は余すところなく明らかになつたのである。

それ以降の沖縄情勢は、基本的に新基地阻止の方向に進む段階にある。この民意を背景に、翁長知事は2015年10月13日、遂に埋立て承認を取り消した。しかし、国の強権的姿勢は変わらず、知事を被告として提起した違法確認訴訟では、翌2016年9月16日に福岡高裁那覇支部判決が国側勝訴とし、最高裁も同年12月12日に知事の上告を棄却した。これを受けて同月26日、知事は承認取消しを取り消した。その結果、ただちに建設工事が再開され、情勢の局面は政府側が主導するものへと転じた。

この敗訴の際にも、知事は、「あらゆる手段を行使して新基地建設を阻止する決意に変わりはない」と旨表明した。そして、本年2017年3月25日、辺野古に3500人が集まつた県民集会で、「埋立て承認の撤回を力強く必ずやる」と明言した。「撤回」とは、既述なく成立した行政行為について、その後の事情によりその効力を存続させることが妥当でなくなつた場合に、将来に向かって効力を失わせることであり、現段階で知事が行使しうる権限の切り札といえるものである。

同時に、工事のための岩礁破砕の許可をめぐつて、前知

事により付与された許可が3月末で期限切れになつたにもかかわらず、政府側は、更新の必要なしと強弁して再許可の申請をしないまま無許可状態で工事を進行させている。これに対して県側は、差止めの訴えを提起することを視野に入れている。これら、県民に支えられた知事の権限行使がなされるなら、情勢は県民主導の新しいステージへと再転換するであろう。

なお、4月7日付の沖縄地元紙は、知事による埋立て承認の撤回にかんして、「オール沖縄会議」「辺野古新基地建設に反対する政党・経済界有志・市民団体などで構成」が、県民投票の実施に向けた具体的検討を進めていると報じた。それによつて新基地建設反対の民意がいつそう明確に示されるなら、撤回実施の大きな根拠となり、また撤回後の司法判断にも影響を与える公算が大きいといえる。ただ、今の時期に県民投票の実施へと進むことをめぐつては、県民の意見も分かれており、その実現は不透明である。

以上して、沖縄の民衆のたたかいは、最前線の建設工事現場での阻止行動、県や地元名護市による行政上の権限の駆使、そして、県内のあらゆる公職選挙で勝利するという政治戦などにより構成されているのである。

につき重要なことは、沖縄のたたかいが、必ず、本土における運動と連携するものでなければならぬことである。

ある。米軍基地問題は、安保体制がもたらしているものである以上、たたかいが全国的なものとなることは必然である。したがつてまた、基地と駐留米軍から生じる諸々の害悪の根源は、非対等の軍事同盟条約である安保条約にあり、これをなくす課題が根本に据えられなければならないことを強調しておきたいと思う。

二 沖縄問題と平和的生存権論の発展

平和を求める民衆の運動にとって、沖縄においてはなおさら、平和を人権ととらえる平和的生存権を規範化した日本国憲法は、この上なく頼もし支えである。平和的生存権、すなわち、憲法前文第2段末尾に「われらは、全世界の国民が、ひどしく恐怖と仄から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」とを確認すると規定されたこの権利は、次ののような規範的意味をもつ。

すなわち、「戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑圧されたりする」ことなく、恐怖と仄から免かれて平和のうちに生存し、またそのように平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる核時代の自然権的本質をもつ基本的人権であり、憲法前文、とくに第9条、および第13条、また第3章諸条項が複合している憲法上の

基本的人権の総体である」（深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』〔岩波書店、1987年〕227頁）というものであり、この定義が広く支持されている。

これを私なりに要約しておくなり、次のようである。憲法前文が、全世界の国民が平和のうちに生存する「権利」を有するとしたのは、人の平和的生存を、たんに国家が平和政策をとることの反射的权益とらえる従前の理解から原理的転換を遂げて、平和をまさに権利として把握したことを意味する。換言すれば、この平和的生存権規定は、政府に対しては、軍備をもたらす軍事行動をしない方法で国際平和実現の途を追求する平和政策の遂行を法的に義務づけ、反面で、国民には、政府が平和政策をとるよう要求し、また自らの生存のための平和的環境をつくり維持することを各自の権利として保障したもの、と解することができる。

そして、この、前文に直接の根拠をもつ平和的生存権は、9条で具体化された上で、ひとつは、13条をはじめとする第3章各条項に定められた諸人権と結合して機能し、またひとつには、第3章の各人権がカヴァーしていない領域では、それ自身が独自の意味をもつ人権として働くものであるといえる。要するに、前文の「平和のうちに生存する権利」の意味内容は、9条によって充填され、それによつて

具体性をそなえた人権として機能しうるものとなり、かつ、第3章の人権条項と相俟つて個別の事案において働くこととなる、と解することができる。

すなわち、「平和のうちに生存する権利」にいう「平和」は、他ならぬ日本国憲法自身、何よりも9条(および前文の第1段、第2段)によって特定の意味を付与された「平和」であるから、9条違反の政府の政策がおこなわれたとき、それは即、平和的生存権を侵害したものと評価されるのである。以上のうにして、政府の戦争行為や戦争準備行為のもたらす恐怖から免れる自由と次々に陥るこのない生存権とを包摂した総括的基本的人権として憲法上保障されたものである、といえる。

この平和的生存権が、沖縄問題では格別に大きな意味をもつている。沖縄の法的諸問題は、憲法原理全体を覆うものであって、つまり、国家主権を柱とし地方自治を場とする空間における国民主権と平和と人権のあり方のすべてを問うている。この、統治構造と人権、さらに國の基本進路、それら全体を結ぶ結節点に平和的生存権がある。その沖縄における平和的生存権は、実相として、沖縄外ではみられない程度に具体的・現実的・日常的である。それゆえにまた、憲法学の平和的生存権論は、沖縄問題をとおして多くのものを攝取することができるはずである。

切実かつ重大な課題として存在しているのである。

第2に、沖縄問題では、平和的生存権の個別的内容が、いすれもきわめて現実的で具体的な形で導き出され、それゆえにまた、第3章の諸人権に新しい意味を付与し、そのようにして、平和的生存権の内包・外延が豊富で広範なものとなっていることである。

そして第3に、沖縄では、平和的生存権が、沖縄に基地を有する米軍による世界の人々に対する加害行為に加担することを拒否する権利であることがきわめて明瞭である。それは、自らが平和のうちに生きる人として表裏をなすものであるが、それにどじもりず、沖縄に存在する基地からの出撃・補給により他国民が被害者となることによって自らが間接的な加害者となる人とも拒否する権利であるという意味をもつ。この精神は、戦争につながる一切の行為を否定し、平和をめ、生命と尊さと人間性の発露である文化をよく愛するという「沖縄の」ところに根差したものであるといえる。

さらに加えて第4に、平和的生存権は、沖縄問題をとおして、それが地域の住民の人権であり、また地方自治体の自治権を構成するものであるとの新しい意義を獲得したこと、指摘することができる。すなわち、憲法が保障する地方自治の目的は、当然事として、住民の人権を確保する

沖縄問題の根底には、県民が戦後70年を超えて、米軍基地の重圧と被害に苦しんできた歴史と現状がある。すなわち、米軍の、沖縄の基地を用いておこなわれる戦争行為(広義において、固有の戦争行為のほか、戦争類似行為、戦争準備行為、戦争訓練、軍事基地の設置管理などを含む)によって、沖縄県民は、生命自体に脅威を受けていることをはじめ、平穡に生活を営むことを全般的に阻害されているのである。

この、米軍基地を共通項としてもたらされる個々の被害は、即、個人の尊厳とそれにもどろく個々の人権の侵害を意味するものにほかならない。そして、このような実態に照らすとき、平和的生存権は、すべての人権と結合し、すべての人権の基礎をなすという本来の姿が如実に理解されることになる。その特質は、少なくとも次のところに見出されよう。

まず第一に、沖縄における平和的生存権の侵害は、具体的な生活の中で日常的・状態的に、かつ長期にわたって恒常に生じてきたものとしてとらえられる。なお、この侵害は、沖縄に偏重して集中的にあらわれている点において、国政上の差別といえる特徴が顕著である。さらに、米軍基地に起因する被害は、沖縄全域に及ぶものであることも加えられよう。つまり、沖縄では、平和的生存権の保障は、

ことになり、地方自治体は、住民の生命・安全を守り、福祉の増進を図ることをその基本的使命としている。

これを平和的生存権とかかわらせて述べるなら、地方のレベルにおいても、住民は、平和の環境の中で人間としての生存と尊嚴を維持し、自由かつ幸福で平穡な生活が保障されなければならず、それが地方自治の本旨の内容のひとつであるといえる。自治体は、このような住民の平和的生存権を保障する責務を担っているのである。これは、地方自治の保障を人権の側から照射して、それが平和的生存権の実現をお任務とするものであることを具体的に明らかにしたものであるといえる。

一のようにして、沖縄問題に照らして平和的生存権の多様な規範的意味が具体的に明らかになり、それは、今日の平和的生存権論を豊富化・豊饒化し、またそのうえにこの権利を裁判規範たりうる具体的権利に成熟させるうことに大きく貢献するものとぞもう。これは、現在ではどこに安保法制(戦争法)違憲訴訟などの、平和的生存権に依拠して戦争政策を正す訴訟において、市民の出訴を手伝うるための土台ともなりうるものである。

三 「平和への権利」国連宣言成立の意義

平和のうちに生存するという人の根源的な権利の充実にとって、現在最も重要な出来事のひとつは、「平和への権利」国連宣言が、2016年12月19日に国連総会で正式に採択されたことである。賛成131カ国、反対34カ国、棄権19カ国であるが、日本は、米英などイラク戦争で有志連合を組んだ国々の多くとともに反対に回っている。

「平和への権利」を国際人権として確立させようとする運動が明確な形をとったのは、2005年のスペイン人権協会によるものとされているが、その後、ルアルカ宣言・ビルバオ宣言・バルセロナ宣言を経て、2010年のサンティアゴ宣言が2011年に国連に正式に提出された。それが、2016年11月18日に国連総会第3委員会で採択され、同年12月19日の総会において成立に至つたものである。

この権利宣言の成立には、日本のNGO（非政府組織）も深く関与しており、日本国憲法の理念も反映された。立案の段階から日本の実行委員会は、とくに前文の平和的生存権を各国に伝え、宣言の中に生かされるように努力した。さらに、憲法施行70年の今年、これを法的拘束力のある国際条約に上昇させるよう働きかけを強める方針であると伝えられている（「東京新聞」2017年2月19日付参照）。

「平和への権利宣言」は、平和のうちに生きる権利をすべての人々に認め、国家が関与する戦争や紛争に対して、個

人が反対・抵抗できる根拠となる人権である。その思想史的背景には、戦争違法化と「人権と平和の不可分性」の認識という大きな流れがあり、宣言は、これをさらに先に進めたものである（飯島滋明教授の見解参照）。これは、日本国憲法の平和的生存権と共に通したものであるが、重視すべきは、多様な項目が盛り込まれて、内容がきわめて豊かになっていることである。

すなわち、主要なものとして、たとえば、平和の達成のために、自己決定に対するすべての人民の権利の保障、テロリズムのいかなる行為も犯罪であることの確認、いつそう大きな自由の中での社会的進歩と生活水準の向上、平和と安全・開発と人権の相互関連、人間の固有の尊厳に由来する不可侵の権利の完全な享有、貧困の根絶、あらゆる分野における男性と対等な条件での最大限の女性参加、宗教と信念の多様性の尊重と寛容の促進、平和の文化と平和のための教育の促進、法の支配を基礎とした社会と民主的枠組みにとつての少數者の権利尊重の重視、人種主義・人種差別が平和な關係にとつて障害となること、等々が確認されるべきであるとしているのである。

この「平和への権利」宣言にいう「平和」は、戦争のない状態をいう（「消極的平和主義」）にとどまらず、すべての形態の暴力が存在しない状態を指す（「積極的平和主

義」 [positive peace]）。すなわち、戦争や軍事行動に協力・参加しないという消極的平和の考え方を前提としつつ、それを補完して、平和の実現のために主体的・積極的に働きかけるという立場である。つまり、そこには暴力とは、直接的暴力（武力紛争）だけでなく、構造的暴力（経済的・社会的不平等の帰結、極貧、社会的排除）、文化的暴力などを指し、平和学者のヨヘン・ガルトウングのいう構造的な暴力のない状態（格差・不平等・差別など不正義の是正）と軌を一にしたものである。なお、安倍政権は、2013年以降、憲法98条の国際協調主義を悪用して、日米安保条約や集団的自衛権行使を軸とした安全保障政策を「積極的平和主義」（Proactive Contribution）の名を借りて進めているが、これは、本来の概念を政治的に利用するものといわなければならぬ。

もとより、「平和への権利」宣言は、日本国憲法の平和的生存権のような戦争放棄・戦力不保持規定と結合したものではない。この点は、日本国憲法の平和主義が世界に先駆けたものであることを示すものであるが、いずれにしても、「平和への権利」の国連における採択は日本政府をも拘束し（憲法98条）、これを履行する義務を負う。また、市民の平和を求める活動や平和教育の取組みのためにも、国・地方双方のレベルで、強力な援護となるに違いない。沖

縄の米軍基地をなくそうとする運動にとつても、新しい地平を開く契機となることはたしかである。

むすびにかえて

沖縄の「本土復帰」は、1972年5月15日であった。その45年目を前にして報道機関（朝日新聞・沖縄タイムス・QAB）が共同しておこなった沖縄県民の意識調査では、沖縄にとつての最重要課題は、今なお1位が米軍基地問題で（33%）、教育・福祉や経済振興をも上回っており、自治のあり方については、「より強い権限をもつ特別な自治体にする」という回答が51%を占めた（5月11日報道）。また、NHKが辺野古新基地建設で問うたところ、沖縄県民は、反対67%・賛成27%であったが、全国の場合はこれと逆で、それぞれ37%・47%であり、「本土は沖縄を理解しているか」に、県民の70%が「思わない」と答えていた（同日報道）。

戦後72年、憲法70年、そして沖縄復帰は45年。このような現在なお、沖縄の基地問題を真に全国的問題にする課題が、私たちの前にある。

（5月15日脱稿）

（つばやし たけし／沖縄大学）